

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第十一条 法第四十九条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第十条、第十一条第一項、第十二条（法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。）、第十三条（法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。）、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項の規定による権限は、不動産特定共同事業者又は特例事業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）については、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 検査等（法第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査若しくは質問をいう。以下この条において同じ。）で特定事務所（不動産特定共同事業者若しくは特例事業者の主たる事務所以外の事務所又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の事務所をいう。以下この条において同じ。）に対して行うものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）については、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第十一条 法第四十九条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第十二条（法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十三条（法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、不動産特定共同事業者又は特例事業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）については、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 検査等（法第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査若しくは質問をいう。次項において同じ。）で特定事務所（不動産特定共同事業者若しくは特例事業者の主たる事務所以外の事務所又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して行うものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）については、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 （略）</p>

4 法第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項の規定による国土交通大臣の権限は、不動産特定共同事業者又は特例事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

5 検査等で特定事務所に対して行うものについては、前項に規定する地方整備局長又は北海道開発局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

6 前項の規定により、特定事務所に対して検査等を行った地方整備局長又は北海道開発局長は、当該検査等に係る不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の当該特定事務所以外の事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該事務所に対して、検査等を行うことができる。

改正案	現行
<p>（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等） 第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限並びに不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官権限のうち法第十六条及び第十七条に定めるものは、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で不動産特定共同事業者等の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについて準用する。</p> <p>3 不動産特定共同事業者等に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限（以下この条において「国土交通大臣検査等権限」という。）並びに不動産特定共同事業者に対する法第十六条及び第十七条に定める国土交通大臣の権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>4 国土交通大臣検査等権限で、不動産特定共同事業者等の従たる事務所に対するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行使することができる。</p> <p>5 前項の規定により不動産特定共同事業者等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この</p>	<p>（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等） 第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で不動産特定共同事業者等の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。</p>

項において「検査等」という。）を行った地方整備局長又は北海道開発局長は、当該不動産特定共同事業者等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

6| 不動産特定共同事業者に対する金融庁長官検査等権限及び国土交通大臣検査等権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるもの限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

7| 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により不動産特定共同事業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十五条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

8| 不動産特定共同事業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可を受けた者に関するもの限り、都道府県知事が行うものとする。

(法定受託事務等)

第三十八条 第二十二條第五項から第七項まで、第二十三條第四項及び第五項、第二十九條第六項から第八項まで並びに第三十條第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

3| 不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるもの限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4| 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により不動産特定共同事業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十五条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

5| 不動産特定共同事業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可を受けた者に関するもの限り、都道府県知事が行うものとする。

(法定受託事務等)

第三十八条 第二十二條第五項から第七項まで、第二十三條第四項及び第五項、第二十九條第三項から第五項まで並びに第三十條第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

改 正 案		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
(略)	(略)	
政令	(略)	事務
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

  

現 行		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
(略)	(略)	
政令	(略)	事務
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)